

工事請負契約等に係る入札参加停止

独占禁止法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。
(1件1者)

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	中外テクノス株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 福馬 聡之
本店所在地	広島県広島市西区横川新町9-12
停止期間	6か月

3 入札参加停止の理由

中外テクノス株式会社は、広島市発注の特定コンピュータ機器の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和4年10月6日、違反業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令(金額212万円)を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和4年10月26日から令和5年4月25日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号

措置要件	措置期間
業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6か月以上24か月以内